

# 塩釜地区防災安全協会会則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、塩釜地区防災安全協会と称する。

### (事務所)

第2条 本会の事務所を塩釜地区消防事務組合消防本部内に置く。

### (目 的)

第3条 本会は、会員相互の防火思想の普及高揚をはじめ、事業所の防災業務関係者に対する教育訓練指導等により、消防施設の充実並びに安全管理の徹底を期し、各事業所の発展と会員相互の融和親睦を図り、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防火知識及び危険物災害予防思想の普及に関する事項
- (2) 防火管理者及び危険物取扱者としての職務知識及び技術の研究に関する事項
- (3) 火災等の原因及び損害結果を基礎とした予防対策に関する事項
- (4) 講演会及び講習会等の開催に関する事項
- (5) 参考資料、ポスター等の発行及び消防情報に関する事項
- (6) 会員相互の連絡協調に関する事項
- (7) 表彰に関する事項
- (8) その他、本会目的を達成するために必要な事項

## 第2章 会 員

### (会 員)

第5条 会員は次の二種とし、本会の目的に賛同する事業所及び個人をもって組織する。

- (1) 防火管理部会
- (2) 危険物保安部会

2 入退会は、所定の手続きをもっておこなうものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 30名以内 (会計理事 1名含む)
- (4) 監事 3名

(役員の選任)

第7条 理事は、総会において会員中より選出し、会長、副会長、監事は理事の中から互選する。

(職務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理し、総会及び役員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は会務を処理し、会計理事は経理事務を掌り、監事は会計監査をする。

(任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長)

第10条 本会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は役員会において推薦し、総会に諮りこれを推戴する。

(顧問および参与)

第11条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、塩釜地区消防事務組合消防本部または本会に関係のある団体及び法人から、役員会からの議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問および参与は、会長の諮問に応じ役員会に出席して、意見を述べることができる。

### 第3章 事務局

(事務局)

第12条 事務局の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名

## 第4章 会 議

### (会 議)

第13条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 定期総会
- (2) 臨時総会
- (3) 役員会

### (総 会)

第14条 定期総会は、年1回開会し、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び決算の承認に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告の承認に関する事項
- (3) 会則の改廃に関する事項
- (4) 理事及び監事の選出に関する事項
- (5) その他重要事項

2 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

### (役員会)

第15条 役員会は必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に提出すべき議案に関する事項
- (2) 事業の運営に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

### (議 会)

第16条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会の議長は出席会員の中より選出する。

## 第5章 会 費

### (会 費)

第17条 会員は、別に定める会費を5月末までに納入するものとする。

## 第6章 会計及び帳簿

(運営費)

第18条 本会の運営費は、会費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(帳 簿)

第20条 本会に帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 現金出納簿
- (4) 備品台帳
- (5) 関係書類綴

## 第7章 補 則

(補 則)

第21条 この会則の実施に関し必要な事項は、役員会の承認を経て会長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この会則は、平成7年4月1日より適用し、会計年度も平成7年4月1日より適用する。
- 2 合併以前の塩釜地区防火管理者協議会及び塩釜地区危険物安全協会の財産及び権利義務は、塩釜地区防災安全協会が一切を承継する。
- 3 合併以前の塩釜地区防火管理者協議会及び塩釜地区危険物安全協会の会員は、塩釜地区防災安全協会の成立とともにその会員となる。
- 4 現役員は、平成7年度まで引き継ぐ。ただし、同年度まで会長代行をおくことができる。